

冷媒フロン類取扱技術者(第一種・第二種)に関する Q&A

【資格について】

Q1. 私は日常、業務用冷凍空調機器の保守サービスに携わっており、機器の点検や冷媒フロンの充填・回収作業を行っています。資格を取得する必要はありますか。

A1. 平成 27 年 4 月に施行される改正フロン法では、フロン類の充填に係る措置として第 37 条第 3 項に「フロン類の充填を行うにあたっては、主務省令で定めるフロン類の充填に関する基準に従って行わなければならない。」と規定され、充填に関しては「フロン類の充填に関する基準」を遵守し、「十分な知見を有する者」が自ら充填又は立ち会うことが必要となります。その「十分な知見を有する者」として「冷媒フロン類取扱技術者」が認められる方向です。冷凍空調設備業者の方など、業務用冷凍空調機器の保守サービスに携わり、冷媒フロンの充填・回収を行う技術者の方は、今後資格の取得をご検討下さい。

関連ホームページ(経済産業省) :

資料 3-1 改正法施行規則案の概要について(案)(4~6 頁「2. フロン類の充填に関する基準について(法 37 条 3 項)」)

http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/seizou/kagaku/freon_wg/003_haifu.html

Q2. 私は、電気店で家庭用エアコンの設置や取り外し作業(冷媒フロンの充填・回収含む)をしています。この資格は必要ですか。

A2. 業務用冷凍空調機器を対象とした資格のため、不要です。

Q3. 私は、業務用冷凍空調機器の廃棄時における冷媒フロンの回収のみを行っています。この資格は必要ですか。

A3. 業務用冷凍空調機器の廃棄時に冷媒フロンを回収するのみ(充填はしない)であれば、「RRC 登録冷媒回収技術者」等の資格(フロン回収に関する十分な知見を有する者の資格)があれば、大丈夫です。冷媒フロン類取扱技術者の資格は不要です。

関連資料 : [資格取得チェック・フロー図\(ご参考\)\(pdf\)](#)

Q4. 第一種冷媒フロン類取扱技術者、第二種冷媒フロン類取扱技術者の「第一種」「第二種」は、法でいう「第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)」と「第二種特定製品(カーエアコン)」の区分と関係がありますか。

A4. まったく関係ありません。第一種冷媒フロン類取扱技術者、第二種冷媒フロン類取扱技術者の「第一種」「第二種」は、資格のクラス(順位)を表すものです。

Q5. 第一種冷媒フロン類取扱技術者と第二種冷媒フロン類取扱技術者の資格の違いは何ですか。

A5. 業務範囲として、第一種冷媒フロン類取扱技術者は、全ての機器の「点検・充填・回収」ができ、第二種冷媒フロン類取扱技術者は回収については全ての機器を対象としていますが、「点検・充填」については、圧縮機電動機又は動力源エンジンの定格出力が「空調は 25kW(約 33.5HP)以下」「冷凍冷蔵は 15kW(約 20.1HP)以下」の機器を対象としています。これらの区分は、冷凍空調業界団体(日設連、日冷工、JRECO)が業界の自主基準として定めたものです。

また、資格取得の際の受講要件については、第一種は国家資格レベルの資格を保有していること(実務経験3年以上)が受講要件となっており、一方、第二種は、国家資格でなくても「RRC 登録冷媒回収技術者」をはじめとした回収の知見者となる資格(実務経験1年以上)や、無資格の方(実務経験3年以上)でも受講が可能です。

【受講申込みについて】

Q6. 今、勤めている会社は「高圧ガス販売届」をしておらず、今の会社での「実務経験」がありません。

A6. 「実務経験」を積まれた、以前勤務した会社などの勤務先の代表者、部長等に記入してもらって下さい。

もしくは、現在共同で仕事をしている元請け会社や親会社の代表者や部長等でも結構です。

今の会社が機器の点検や充填事業をしているのであれば、事業所のある都道府県あてに今後「高圧ガス販売」の届出をご検討下さい。「高圧ガス販売届」に関して、ご不明な点は各都道府県や冷凍保安協会、日設連の構成団体(一覧 URL: <http://www.jarac.or.jp/about/member.html>)までお問い合わせ下さい。

Q7. 私は、個人商店の代表として冷凍空調設備業を営んでいます。「実務経験」を証明する「証明者」が、自分以外他にいないのですが、どうしたらよいですか。

A7. そのような場合は、「(様式 1)実務経歴書」について、「証明者」欄、「受講申請者」欄、それと最下部の「証明者と受講申請者が同一の場合にのみ、この誓約書欄に署名・押印して下さい。」の欄の、3 か所に記入・押印下さい。

【第二種冷媒フロン類取扱技術者について(RRC 関連)】

Q8. 「RRC 登録冷媒回収技術者」の資格を以前、保有していましたが、更新しておらず失効しています。受講できますか。

A8. 現在「RRC 登録冷媒回収技術者」の資格が失効していても、以前「RRC 登録冷媒回収技術者」の資格を持っていれば、実務経験1年以上で受講できます。願書等の他、「失効した登録証の写し」または JRECO の発行する「受講資格証明書」を添付の上、お申込み下さい。ただし資格を失効している場合は、受講料は 22,680 円(税込み)となります。ご不明な場合は、JRECO(電話 03-5733-5311)までお問い合わせ下さい。

Q9. 「RRC 登録冷媒回収技術者」の資格を保有していますが、登録証を紛失しており、写しが添付できません。どうしたらよいですか。

A9. そのような場合、JRECO で「受講資格証明書」を発行いたしますので、JRECO(電話 03-5733-5311)までご連絡下さい。

講習のお申し込みの際には、その「受講資格証明書」の写しを、主催団体・企業までご提出下さい。

お申込み時点で資格が有効であれば、受講料は 17,280 円(税込み)となります。

Q10. 現在、「RRC 登録冷媒回収技術者」の資格を保有しています。今後、第二種冷媒フロン類取扱技術者の講習を受けて、資格を取得しようと思うのですが、第二種冷媒フロン類取扱技術者の資格を取得した場合、「RRC 登録冷媒回収技術者」の資格は更新しなくてもよいのですか。

A10. 第二種冷媒フロン類取扱技術者の資格は、業務用冷凍空調機器の「点検」、冷媒の「充填・回収」の知見を含んだ資格となります。「回収」の知見も含んでいますので、第二種冷媒フロン類取扱技術者の資格を取得後は、「RRC 登録冷媒回収技術者」資格の更新の必要はありません。

Q11. 「RRC 登録冷媒回収技術者」の資格を保有しており、現在、会社(事業所)の「RRC 認定冷媒回収事業所」の技術者として登録しているのですが、第二種冷媒フロン類取扱技術者資格を取得して RRC 登録冷媒回収技術者資格を更新しなかった場合、事業所認定は取り消されてしまうのですか。

A11. 平成 26 年 5 月に、「RRC 認定冷媒回収事業所」の認定要件が改定され、技術者については「RRC 登録冷媒回収技術者又は第一種冷媒フロン類取扱技術者又は第二種冷媒フロン類取扱技術者を 1 名以上、常備していること。」となりました。事業所に RRC 登録冷媒回収技術者がいなくても、第一種又は第二種の冷媒フロン類取扱技術者が 1 名以上雇用していれば、新規及び更新の認定は受けられます。

2014.8.12